

## 火山防災協議会等連絡・連携会議（仮称）の設置について（案）

### 1 設立の趣旨（案）

我が国は、世界有数の火山国であり、全国の活火山の数は110にのぼる。これは、世界全体の活火山数約1,500のうちの約7%に相当する。活火山の中には活発に活動を繰り返しているものも多く、我が国は有史以来、数多くの火山噴火災害に見舞われてきた。

火山噴火災害に対し、国では平成20年3月に「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」（以下、指針という。）が示され、火山防災協議会における共同検討の下、噴火警戒レベル、噴火シナリオ、火山ハザードマップ、避難計画等の体制整備を推進することが必須とされた。また、平成23年12月27日に開催された中央防災会議において、防災分野の最上位計画である「防災基本計画」の一部が修正され、火山防災協議会の位置付けが明確に示されたところである。

噴火時等における住民の避難は、市町村長が発する避難指示等に従って実施されるが、避難が必要な状況かどうかの判断は火山専門家でも難しく、火山防災協議会の総合調整を受けて、必要な対応を行うことが求められる。平成23年の霧島山（新燃岳）噴火においても、火山防災協議会での検討を踏まえて速やかに避難計画が策定され、火山防災における協議会の重要性が示された。

火山防災協議会における共同検討の下での火山防災体制の構築を国として支援するにあたり、指針は、「国は、全国の火山に関係する都道府県及び市町村との間で連絡会議を開催し、情報交換を活発化する。」としていることから、各火山防災協議会を中心に、火山専門家、国の防災関係機関（内閣府、気象庁、消防庁、国土交通省等）が、それぞれの取組による火山関係の情報を共有し、噴火時等の避難に係る火山防災対策の取り組みをより推進するために火山防災協議会等連絡・連携会議（仮称）（以下、「火山連携会議」という。）を設置する。

### 2. 火山連携会議の概要（案）

【構成機関】 火山山麓地域および周辺の都道府県および市町村の防災担当部署と砂防担当部署、火山山麓地域の市町村長、国の防災関係機関（内閣府、気象庁、消防庁、国土交通省等）、火山専門家

【役員】 議長1名、副議長2名、監事1名

【事務局】 内閣府、気象庁、消防庁、国土交通省、役員のいる都道府県と市町村

【事務局の役割】 継続的な取組みとなるよう、話題性のある議題を企画・立案する。火山専門家等の助言体制下の運営により、火山連携会議の企画内容の正確性を損なわないようにする。

【開催】 年2回（定例会議）うち1回は東京開催、他1回は役員の火山山麓地域開催  
必要がある場合は、臨時会議を行う。

## 火山防災協議会等連絡・連携会議 規約（案）

（名称）

**第1条** 本連絡・連携会議は、火山防災協議会等連絡・連携会議（以下「火山連携会議」という。）と称する。

（目的）

**第2条** 火山連携会議は、火山噴火時等の避難に係る火山防災対策の取組をより推進するため、防災基本計画に示された各火山の協議会、国、地方公共団体等がそれぞれの取組による火山関係の情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取り組むべき課題について検討することを目的とする。

（実施事項）

**第3条** 火山連携会議は、前条の目的を達成するために、次の各号に挙げるものを実施する。

- (1) 火山防災対策に係る各火山協議会の取組に関する情報交換及び意見交換
- (2) 火山噴火時等における避難に係る調査、研究、講習会等の開催
- (3) 平常時における地域活性化に向けた活動についての情報交換及び意見交換
- (4) そのほか火山連携会議の目的を達成するために必要なこと

（組織）

**第4条** 火山連携会議は、別紙1の火山防災協議会等連絡・連携会議構成員をもって組織する。

（役員）

**第5条** 火山連携会議は、次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 監事 1名

（役員を選任）

**第6条** 議長及び副議長は、構成員の互選によって定める。

2 監事は、火山連携会議の同意を得て、議長が委嘱する。

（役員の仕事）

**第7条** 議長は、火山連携会議を代表して、会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、火山連携会議の運営などを監査する。

(任期)

**第8条** 構成員及び役員の任期は、1年とし、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

**第9条** 火山連携会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、毎年度2回、議長が招集する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合において、議長が招集する。

(事務局)

**第10条** 火山連携会議の事務を処理するために事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。事務局の所在地は、内閣府、気象庁、消防庁、国土交通省に置く。

- 2 継続的な取組みとなるよう、話題性のある議題を企画・立案する。
- 3 火山専門家等の助言体制下の運営により、火山連携会議を遂行する。

(解散)

**第11条** 火山連携会議はその目的が達せられたときに解散する。

(雑則)

**第12条** この規約に定めるもののほか、火山連携会議の運営に関し必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年〇月から施行する。

## 火山防災協議会等連絡・連携会議構成員（案）

## 協議会設置火山

- 雌阿寒岳、●十勝岳、●樽前山、●有珠山、●北海道駒ヶ岳
- 岩手山、●那須岳、●草津白根山、●浅間山、●新潟焼山、●焼岳、●御嶽山、
- 富士山、●箱根山、●伊豆東部火山群、●伊豆大島、●三宅島
- 九重山、●阿蘇山、●雲仙岳、●霧島山、●桜島、●薩摩硫黄島、●口永良部島
- 諏訪能之瀬島

以上の火山防災協議会の代表者および関係者、火山噴火時避難支援市町村の首長、防災担当者 等

## 協議会未設置火山

- アトサヌプリ、●大雪山、●倶多楽、●恵山
- 岩木山、●秋田焼山、●秋田駒ヶ岳、●鳥海山、●栗駒山、●蔵王山、●吾妻山、
- 安達太良山、●磐梯山、●日光白根山、●乗鞍岳、●白山、●新島、
- 神津島、●八丈島、●青ヶ島、●硫黄島
- 鶴見岳・伽藍岳

以上の火山山麓地域の都道府県および市町村の首長、防災担当者および砂防担当者、火山噴火時避難支援市町村の首長、防災担当者 等

## その他火山

- 知床硫黄山、●羅臼岳、●天頂山、●摩周、●雄阿寒岳、●丸山、●利尻山、
- 恵庭岳、●羊蹄山、●ニセコ、●渡島大島
- 茂世路岳、●散布山、●指臼岳、●小田萌山、●択捉焼山、●択捉阿登佐岳、
- ベルタルベ山、●ルルイ岳、●爺爺岳、●羅臼山、●泊山
- 恐山、●八甲田山、●十和田、●八幡平、●鳴子、●肘折、●沼沢、●燧ヶ岳
- 高原山、●赤城山、●榛名山、●横岳、●妙高山、●弥陀ヶ原、●アカンダナ山
- 利島、●御蔵島、●ベヨネース列岩、●須美寿島、●伊豆鳥島、●孀婦岩、
- 西之島、●海形海山、●海徳海山、●噴火浅根、●北福德堆、●福德岡ノ場、
- 南日吉海山、●日光海山、●三瓶山、●阿武火山群、●由布岳、●福江火山群、
- 米丸住吉池、●若尊、●池田山川、●開聞岳、●口之島、●中之島、●硫黄鳥島、
- 西表島北北東海底火山

以上の火山山麓地域の都道府県および市町村の防災関係者および砂防担当者 等

## 国の防災関係機関

- 内閣府、●気象庁、●消防庁、●国土交通省
- 内閣官房、●警察庁、●文部科学省、●農林水産省、●国土地理院、●防衛省

## 火山専門家

- 火山噴火予知連絡会委員、●火山防災エキスパート 等